



双葉町への 立入りのしおり

(第11版)

令和6年3月
福島県双葉町

双葉町内への立入りにあたって

双葉町は、避難指示解除区域と帰還困難区域の2区域に分かれております。帰還困難区域への立入りの際の安全・安心確保のため、以下の点に御留意ください。

1. 放射線は、体で感じることはできません。周辺に比べて放射線量が高い地点（ホットスポット）など、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在しますので、立入りの際は十分ご注意ください。
2. 緊急時に連絡が取れるよう、携帯電話・スマートフォンをお持ちのうえで立入りしてください。
3. 立入り時には一時立入り車両通行証（以下「通行証」と言います。）と身分証明書（運転免許証など）を携行してください。ゲートでの通行確認時に必要となります。
4. 帰還困難区域への立入りにあたっては、原子力規制委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、お帰りの際はスクリーニング場へ線量計等の資機材を忘れずに返却してください。
5. 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。自動車を運転される際には十分お気を付けください。
6. 貴重品などの大切なものを自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締りをしっかり行ってください。なお、ご自宅等への不法侵入や盗難などが確認されたときは、警察へ届け出てください。
【届け出先：双葉警察署浪江分庁舎 ☎0240-34-2141】
7. 帰還困難区域内に、以前より保管されていた飲食物は、区域からの持ち出し及び飲食しないようお願いいたします。
8. 帰還困難区域内での宿泊はできません。また、長時間の滞在はご遠慮ください。
9. 帰還困難区域での火器の使用は控えていただき、やむを得ず火を取り扱う場合には、必ず消火したことを確認してからお帰りください。
10. 感電の恐れがありますので、切れた電線を発見しても近づいたり、触れたりしないでください。
11. 路上などに放置されているLPガスボンベなどを発見した場合には、危険ですので、近寄ったり、触れたりせず、LPガス販売店又は福島県一般高圧ガス協会（☎024-942-8731）にご連絡願います。

目次

双葉町内立入り案内図 - 1 -
 - 2 -
帰還困難区域への町民一時立入りについて 1 - 3 -
帰還困難区域への町民一時立入りについて 2 - 4 -
帰還困難区域への町民一時立入りについて 3 - 5 -
主要ゲート・スクリーニング場案内図 - 6 -
特別通過交通制度について - 7 -
双葉町内特別通過交通路線一覧 - 8 -
町道101号(旧国道)及び町道109号特通路線拡大図 - 9 -
国道288号・県道35号特通路線拡大図 - 10 -
双葉町民以外の方のお墓参りについて - 11 -
双葉町内墓地経路図 - 12 -
事業者様向け公益目的での一時立入りについて - 13 -
双葉町内トイレ設置箇所一覧 - 14 -
連絡先一覧 - 15 -

双葉町内立入り案内図



町内スクリーニング場

◎長塚越田スクリーニング場

有人ゲート

- ① 町道111号 山田富沢橋東ゲート
- ② 町道105号 郡山西原ゲート
- ③ 国道6号 高万迫交差点東ゲート
- ④ 国道6号 陳場下東ゲート
- ⑤ 町道109号 鴻草高田ゲート

避難指示解除区域立入ルート

- ① 国道6号北側
- ② 県道391号
- ③ 県道256号
- ④ 国道6号南側
- ⑤ 国道288号
- ⑥ 県道35号
- ⑦ 町道101号及び町道109号

※⑤～⑦の詳細につきましては、P7～【特別通過交通について】をご確認ください。

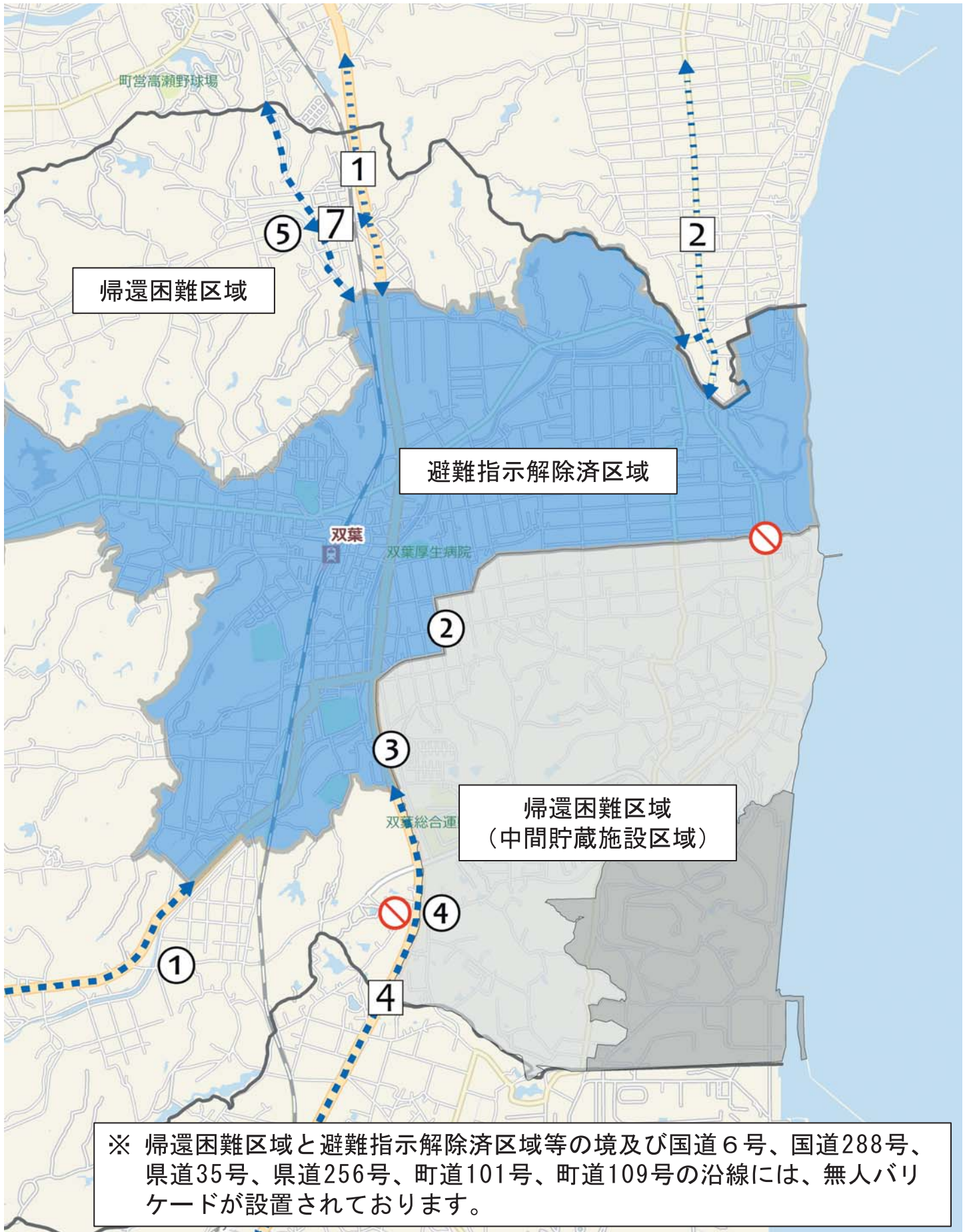
帰還困難区域

6

3

5

双葉町内立入り案内図



帰還困難区域への町民一時立入りについて（1）

帰還困難区域及び国道6号、県道35号、県道256号、国道288号、町道101号（旧国道）並びに町道109号の一部沿線には、バリケード等が設置され、帰還困難区域への立入り方法が通行確認ゲート（有人ゲート）からの入退域と、無人バリケードからの入退域（防犯上入退域できるバリケードは限定されます。）の2つに区分されます。

双葉町内に設置されている有人ゲートは、①鴻草高田ゲート、②高万迫交差点東ゲート、③郡山西原ゲート、④山田富沢橋東ゲート、⑤陳場下東ゲートの5か所となります。

◎町民一時立入りについて

- ・【送付案内文】に問い合わせ番号が記載されておりますのでご確認ください。
- ・コールセンターへご連絡時に問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。なお、「一時立入りに関するお知らせ」には立入り実施スケジュールなどが掲載されておりますので、内容を今一度ご確認ください。

令和6年度
(令和6年4月～令和7年3月)
一時立入りに関するお知らせ

令和6年3月
内閣府原子力被災者生活支援チーム
原子力災害現地対策本部
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

1

〒979-1475
福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地

双葉 太郎 様

双葉町
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
住民生活課

原子力災害現地対策本部
一時立入り受付コールセンター
電話番号 0120-220-788（フリーダイヤル）

「令和6年度一時立入りに関するお知らせ」送付のご案内

一時立入を行う際には、別紙の「令和6年度一時立入りに関するお知らせ」をご覧ください。お手続きをお願いいたします。

なお、一時立入りに関するお問合せは、下記コールセンターまでお電話ください。

【一時立入り受付コールセンター】
電話番号：0120-220-788（フリーダイヤル）
受付時間：平日 8:00～20:00、土日・祝日 8:00～17:00

※ 申し込み時及び立入り時には問い合わせ番号をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。
※ 問い合わせ番号は各世帯固有の番号となっています。

問い合わせ番号：070XXXX

帰還困難区域への町民一時立入りについて（2）

◎コールセンターでの立入り申し込み

立入り希望日前日までの受付時間内（平日8:00～20:00・土日祝日8:00～17:00）にコールセンター（☎0120-220-788）へ連絡し、下記の【必要事項】をお伝えください。

【必要事項】

- ①問い合わせ番号 ②世帯代表者名 ③立入り人数 ④双葉町の住所
- ⑤立入り希望日 ⑥立入り先
- ⑦車両情報（メーカー・車種・色・ナンバー）
- ⑧行き帰りのスクリーニング場

注）マイカー立入りの場合、通行証の事前送付はありません。お申し込みいただいたスクリーニング場で通行証が交付されます。

◎無人バリケードを通過しての立入りの場合

申し込み方法は従来のおりの通行確認ゲート（有人ゲート）からの立入りと同様、コールセンターへお申し込みいただきますが、無人バリケードを通過しての立入りの場合、無人バリケードを使用して立入ることをお伝えいただきますと、オペレーターがバリケードの場所、立入り予定時刻・退出時刻等を追加でお伺いします。立入り日当日、バリケード開閉スタッフが伺った立入り予定時刻に、お申し込みいただいた無人バリケード前で通行証などを確認し開錠後に立入りとなります。

なお、町からお送りしております【特別通過交通制度の適用に伴う立入り手続きについて】をご確認いただけますと、スムーズな申し込みが可能となりますので今一度ご確認ください。

◎一時立入りWEB受付について

一時立入りの事前受付がお手持ちのパソコン・スマートフォンからでもできるようになりました。

【登録方法】

一時立入り受付のホームページにアクセスいただき、画面の案内に沿って必要事項の登録等が必要となります。

URL：<https://www.ichijitachiiri.com/index.html>



帰還困難区域への町民一時立入りについて（3）

◎送迎バスによる立入りについて

令和5年度まで実施していたバス立入りから制度が変わります。

JR常磐線の4町（双葉・浪江・大熊・富岡）内各駅、福島県内主要駅及び福島県内の避難先を集合場所として、小型車両（最大8名まで）に乗り、1世帯ごとに運転手をつけて町内への立入りが可能な制度です。

送迎バスによる立入りを希望される場合には、立入り実施予定日の1箇月前までに一時立入コールセンターへのお申し込みが必要です。

○注意事項

- ・立入り時間は最大5時間までの利用となります。
- ・1日あたり最大4世帯（お盆・お彼岸は2世帯）までの受付となります。
- ・実施日につきましては【一時立入りに関するお知らせ】内の送迎バス立入り実施スケジュールをご確認ください。

主要ゲート・スクリーニング場案内図



特別通過交通制度について

◎特別通過交通制度とは

特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興を図るため、帰還困難区域の主要道路を通行証の取得をすることなく通過可能とする制度です。双葉町内で本制度が適用される路線はP.8に記載のとおりです。

◎特別通過交通制度を利用するにあたっての注意事項

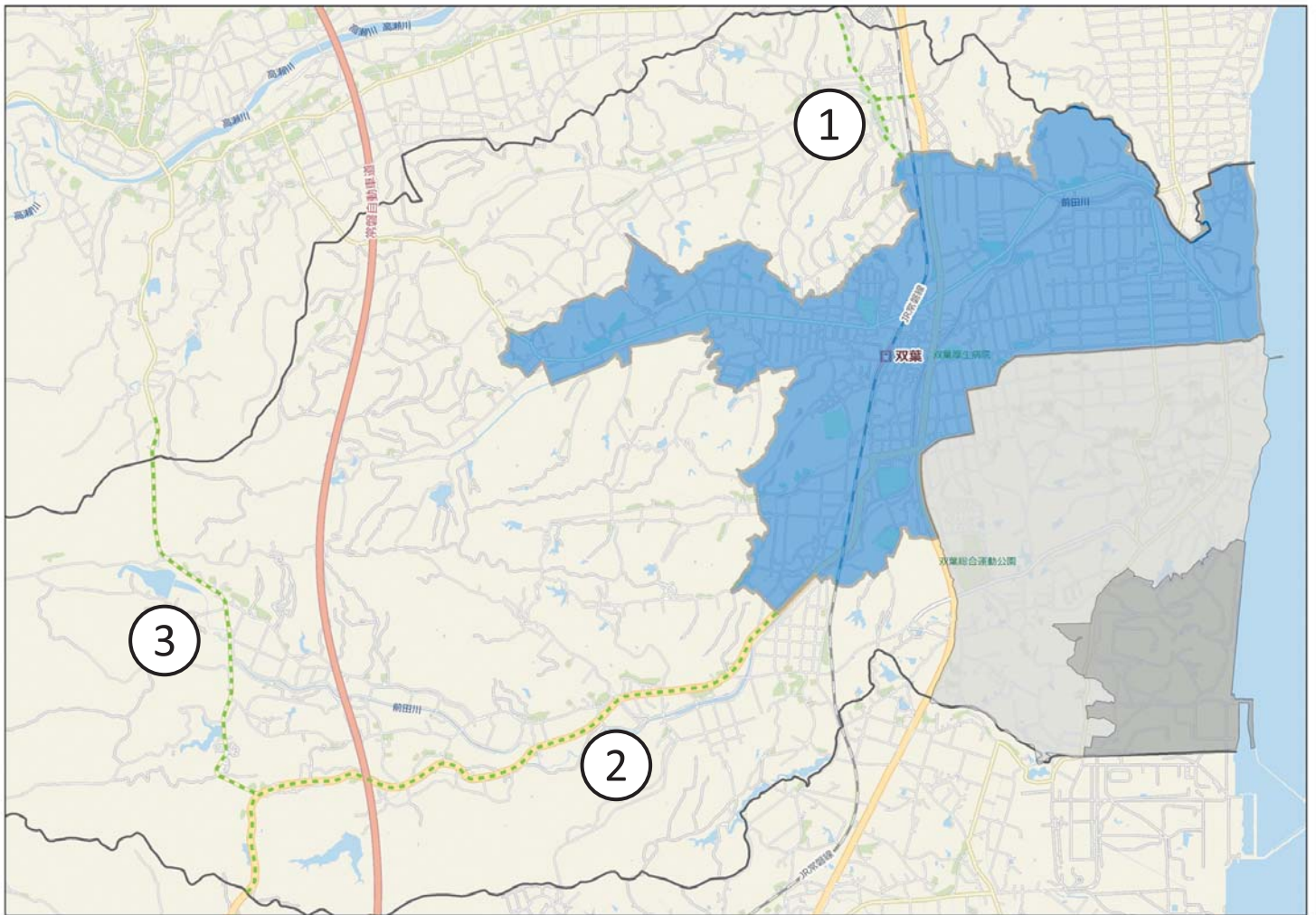
特別通過交通路線を利用するにあたって、下記事項について注意していただくようお願いいたします。

- 特別通過交通路線では、引き続き復旧工事を行っている箇所やイノシシ等の野生動物が道路を急に横断することがありますので、通行する際には十分注意してください。
- 特別通過交通制度では通行可能な路線はあくまで通過を目的としたものであり、車両の駐停車は禁止となっておりますので速やかに通行してください。
- 特別通過交通制度が適用となった道路であっても、町外では車種により通行が不可能な路線が存在しますのでご注意ください。なお、軽車両（自転車・荷車等）及び徒歩での通行は全線不可ですのでP.8の町内特別通過交通路線一覧をあわせてご確認ください。

※町道101号(旧国道)及び町道109号の一部について

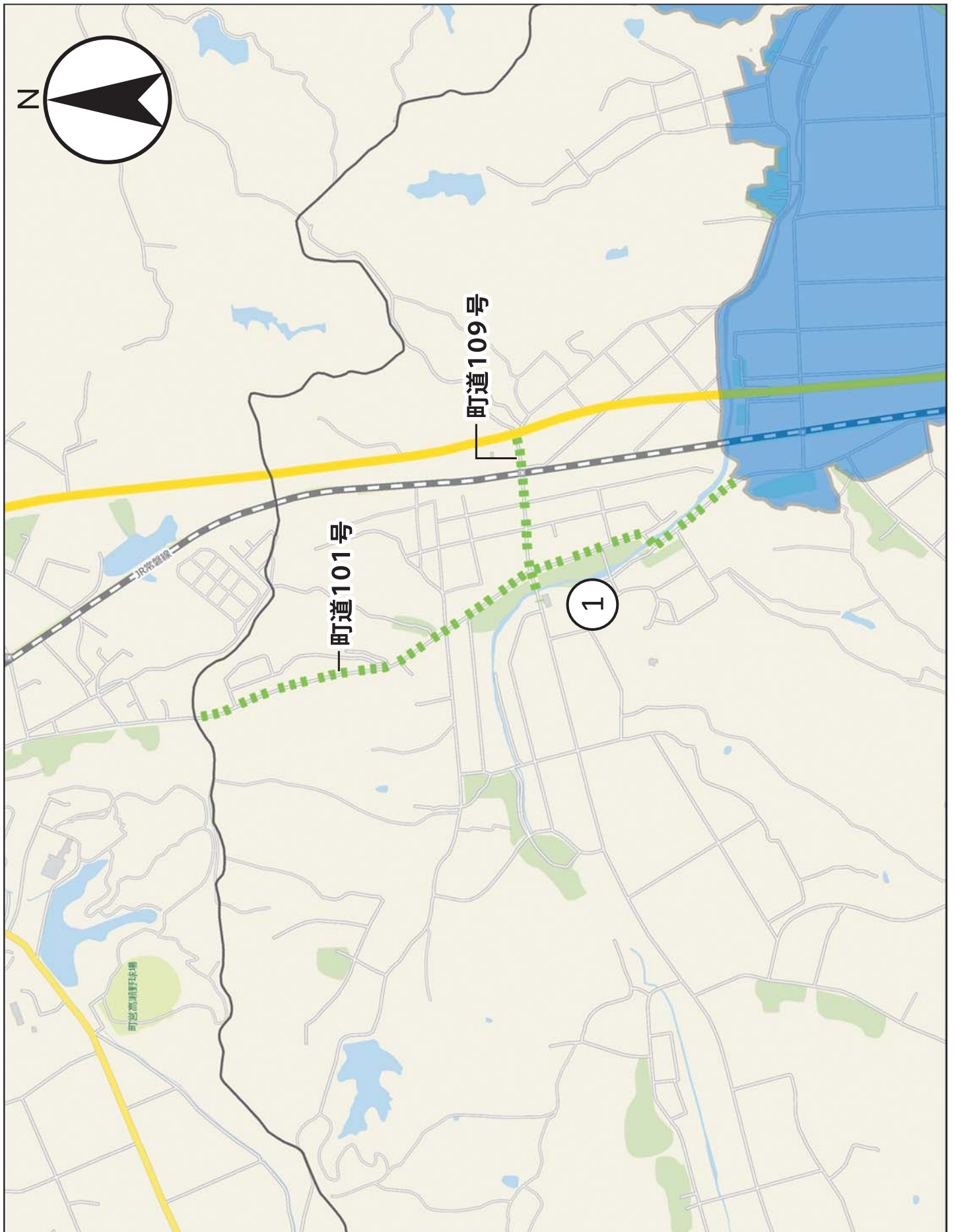
- 浪江町境ゲート、鴻草ゲート及び国道6号西側(薬師堂踏切付近)のバリケード開放時間は毎日8:00～18:00です。
- 沿線の住民の方へご案内している「特別通過交通制度の適用に伴う立入り手続きについて」を再度ご確認くださいのうえ立入るようにしてください。
- 自動二輪、小型自動二輪及び原動機付自転車は通行できません。

双葉町内特別通過交通路線一覧

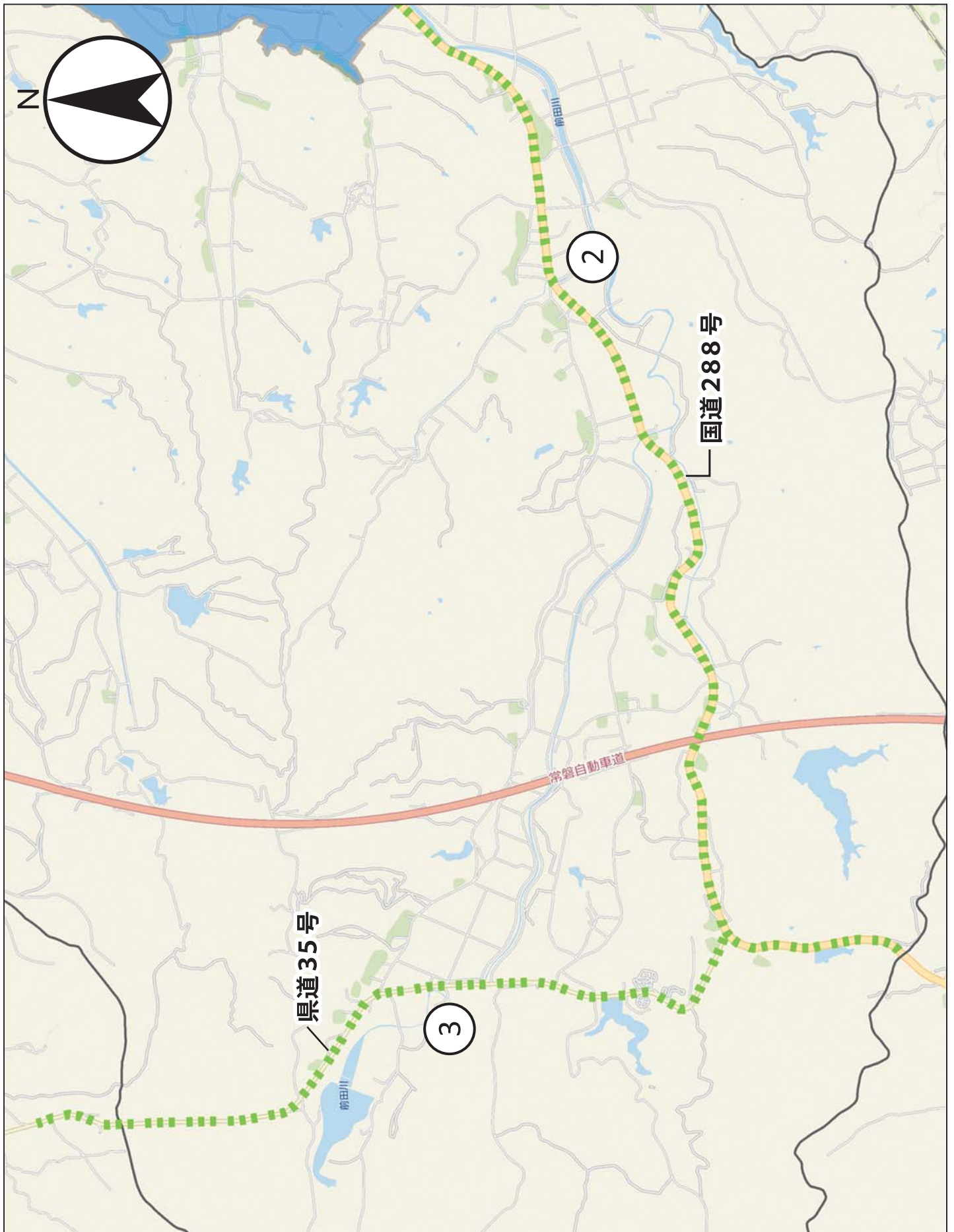


No.	対象ルート	地点	自動二輪 (中型以上)	小型自動二輪 原動機付自転車	軽車両 歩行者
①	町道101号(旧国道) 町道109号の一部沿線	浪江町境ゲート～鴻草ゲート～国道6号西側	×	×	×
②	国道288号	旧山神ゲート～旧特定復興再生拠点区域境	○	○	×
③	国道35号 (国道288号重用区間含む)	国道114号～大熊町避難指示解除区域境	○	○	×

町道101号(旧国道)及び町道109号特通路線拡大図



国道288号・県道35号特通路線拡大図



双葉町民以外の方のお墓参りについて

双葉町内の帰還困難区域内のお墓にお参りされる町外の方は、お墓参り専用通行証の申請が必要です。

◎申請手続き

下記の書類を、双葉町住民生活課へお持ち込みいただくか、郵送にてご提出ください。

【提出書類】

1. 双葉町内お墓参り専用通行申請書(ホームページから印刷できます。)
2. 顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート等)の写し
3. 墓地の場所と経路を示した地図(赤ペン等でルートを記入してください。)

※通行証の郵送等で時間を要しますので、立入りを希望する10日前までに申請書を提出してください。

◎お墓参り可能な時間及び通行ルートについて

お墓参り専用通行証が必要なお墓への立入り時間帯は9:00~16:00までとなっております。なお、お墓参り専用通行証となっておりますので、帰還困難区域内での寄り道等のご遠慮くださいますようお願いいたします。

◎お墓参り当日お持ちいただくもの

- ・ 双葉町内お墓参り専用通行証
- ・ 立入者名簿(双葉町内お墓参り専用通行申請書のコピーをお返しします。)
- ・ 立入者全員の身分証明書

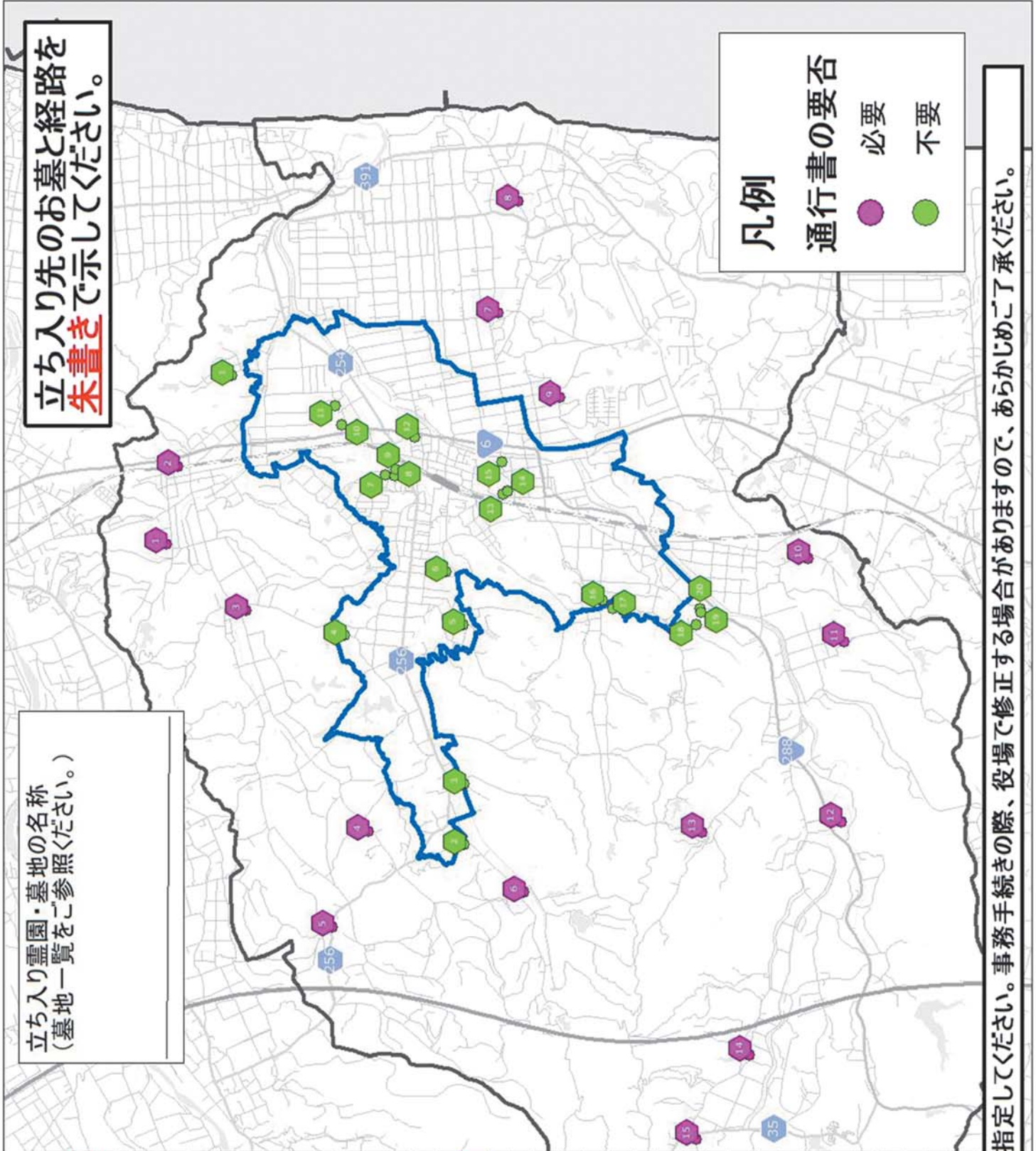
◎注意事項

- ・ 上記内容及び、有人ゲート・無人バリケード開閉スタッフ等の指示に従ってお墓参りをしてください。
- ・ 通行確認ゲートで上位書類の確認がありますので忘れずにお持ちください。お忘れになった場合お墓参りができなくなります。
- ・ お墓参りの際に線香をあげる場合は必ず消火したことを確認し、供物・供花等は墓地荒れの原因となる野生動物の餌となってしまうため、必ずお持ち帰りください。

立ち入り霊園・墓地の名称
(墓地一覧をご参照ください。)

立ち入り先のお墓と経路を
朱書きで示してください。

凡例
通行書の要否
● 必要
● 不要



双葉町内墓地経路図	
No.	申請が必要な墓地一覧 備考
1	鴻草共同墓地 鴻草高田ゲート
2	鴻草墓地 町道109号No.1
3	浅川共同墓地 鴻草高田ゲート
4	松倉共同墓地 鴻草高田ゲート
5	鷹沢共同墓地 県道256号沿い
6	上羽鳥沢入共同墓地 拠点内No.30
7	郡山緑治内墓地 郡山西原G
8	郡山共同墓地 郡山西原G
9	下糸共同墓地 高万迫東G
10	山田上の台墓地 山田富沢橋東G
11	山田小豆迫墓地 山田富沢橋東G
12	山田川縁墓地 国道288号No.46
13	松迫共同墓地 国道288号No.61
14	石熊下八磨平共同墓地 県道35号No.23
15	石熊南八磨平共同墓地 県道35号沿い
No.	申請が不要な墓地一覧
1	中田共同墓地
2	上羽鳥共同墓地
3	上羽鳥反町墓地
4	羽鳥共同墓地
5	下羽鳥共同墓地
6	下羽鳥南菅町墓地
7	双葉町越田霊園
8	長塚越田共同墓地
9	自性院長塚霊園
10	下長塚共同墓地
11	双葉町寺内前墓地霊園
12	長塚町東共同墓地
13	自性院墓地
14	新山共同墓地
15	光豊寺墓地
16	目迫共同墓地
17	目迫長迫墓地
18	水沢共同墓地
19	前田町内墓地
20	自性院前田霊園

①最短ルートを指定してください。事務手続きの際、役場で修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【事業者向け】公益目的での一時立入りについて

特別通過交通路線(町道101号(旧国道)・町道109号の一部沿線・国道288号・県道35号)及び国道6号並びに県道256号に設置されている無人バリケードから帰還困難区域へ入域される事業者は、「双葉町バリケード開閉依頼申請書」を提出いただきます。その際は、通過バリケード番号等の確認をさせていただきますので、お手数ですが双葉町住民生活課(0240-33-0126)までご連絡ください。

※各ゲートの通過につきましては、工事や業務の内容を確認し、ゲート通過の必要性を判断しますので、工事請負契約書(写)や業務委託契約書(写)並びに工事箇所位置図等の提出をお願いいたします。

令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴い、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」の様式も変更しておりますので、立入り予定の事業者の皆様には、新様式の申請書で申請していただくようお願いいたします。旧様式の申請書で申請いただきますと再提出となる場合がありますのでご注意ください。

新様式「帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書」及び「双葉町バリケード開閉依頼申請書」は双葉町ホームページからダウンロードできます。

令和 年 月 日

双葉町長

双葉町建設課の受付番号

法人・組織名
代表者氏名
担当者氏名
〒
住所
TEL/FAX

帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、帰還困難区域への一時立入りしたいので、下記のとおり申請します。
また、「帰還困難区域への公益目的の一時立入り申請される事業者の方へ(注意事項)」を確認した上で立入りをいたします。

記

①立入り希望日 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

②立入り場所(住所等) 双葉町大字

③立入り目的・業務名

④双葉町への立入り経路(次の項目から選択して○を付けてください。)

・通行ゲート名 ※注意※立入り目的地に向かう際、通行が必要な箇所のみ○を付けてください。

<input type="checkbox"/> 清草高田ゲート	<input type="checkbox"/> 郡山西原ゲート	<input type="checkbox"/> 高万迫東ゲート
<input type="checkbox"/> 殿塚下東ゲート	<input type="checkbox"/> 山田富沢橋東ゲート	

・各障りバリケード ※別途、バリケード開閉依頼申請書の提出が必要となります。

<input type="checkbox"/> 町道101号沿線	<input type="checkbox"/> 町道109号沿線	<input type="checkbox"/> 国道6号沿線	<input type="checkbox"/> 国道288号沿線
<input type="checkbox"/> 旧特定復興再生拠点域(旧拠点内)	<input type="checkbox"/> 県道35号沿線	<input type="checkbox"/> 県道256号沿線	

注) 通行可能ゲート及びバリケードの通行可能時間は9:00~17:00までとなります。
⑤スクリーニング場(次の候補から選択して○を付けてください。)

No.	場 所 名	所 在 地	受付時間	連絡先
<input checked="" type="checkbox"/> 1	練馬スクリーニング場	東江町大字下練馬字松木山22-1	9:00~18:00*	080-8014-0721
<input type="checkbox"/> 2	加倉スクリーニング場	東江町大字加倉字加倉前0-1	9:00~18:00*	070-4573-8872
<input type="checkbox"/> 3	長野越田スクリーニング場	双葉町大字長野字越田1-38	9:00~18:00	080-8014-0697
<input type="checkbox"/> 4	大野スクリーニング場	大野町大字下野上字大野98-1	9:00~18:00	070-4573-8870
<input type="checkbox"/> 5	新渡戸スクリーニング場	新渡戸町大字新渡戸字新渡戸585-1	9:00~18:00	070-2182-2662
<input type="checkbox"/> 6	その他	スクリーニング場		

*1:専用SC場の名称(12月1日~3月31日)の運用期間は、9:00~17:00となります。ご注意ください。
*2:加倉SC場以外では、軽機・特殊車両・大型車両のスクリーニング対応ができない場合がありますので、事前に
お電話等で確認ください。

双葉町記入欄

双葉町確認	<input type="checkbox"/> 同意	<input type="checkbox"/> 不同意	令和 年 月 日
			双葉町 第 号

⑥立入者 ※注意事項「6. 同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェックしてください。
(立入者全員について記載してください。欄が不足する際は必要事項を記入した別紙としてください。)

No.	法人・組織名	氏名	緊急連絡先(携帯電話等)	同意事項確認
1				<input type="checkbox"/>
2				<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>

⑦立入車両 ※記載車両以外は、ゲートを通すことができません。(欄が不足する際は別紙としてください。)

No.	車種	色	ナンバー
1			
2			
3			
4			
5			

⑧搬出予定物品(具体的に記載してください。)

※食べ物、生動物、業務に関係のないもの、左記以外のものでもスクリーニングの結果1万3千c.p.mを超えたものの持ち出しはご遠慮いただいております。(欄が不足する際は別紙としてください。)

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量

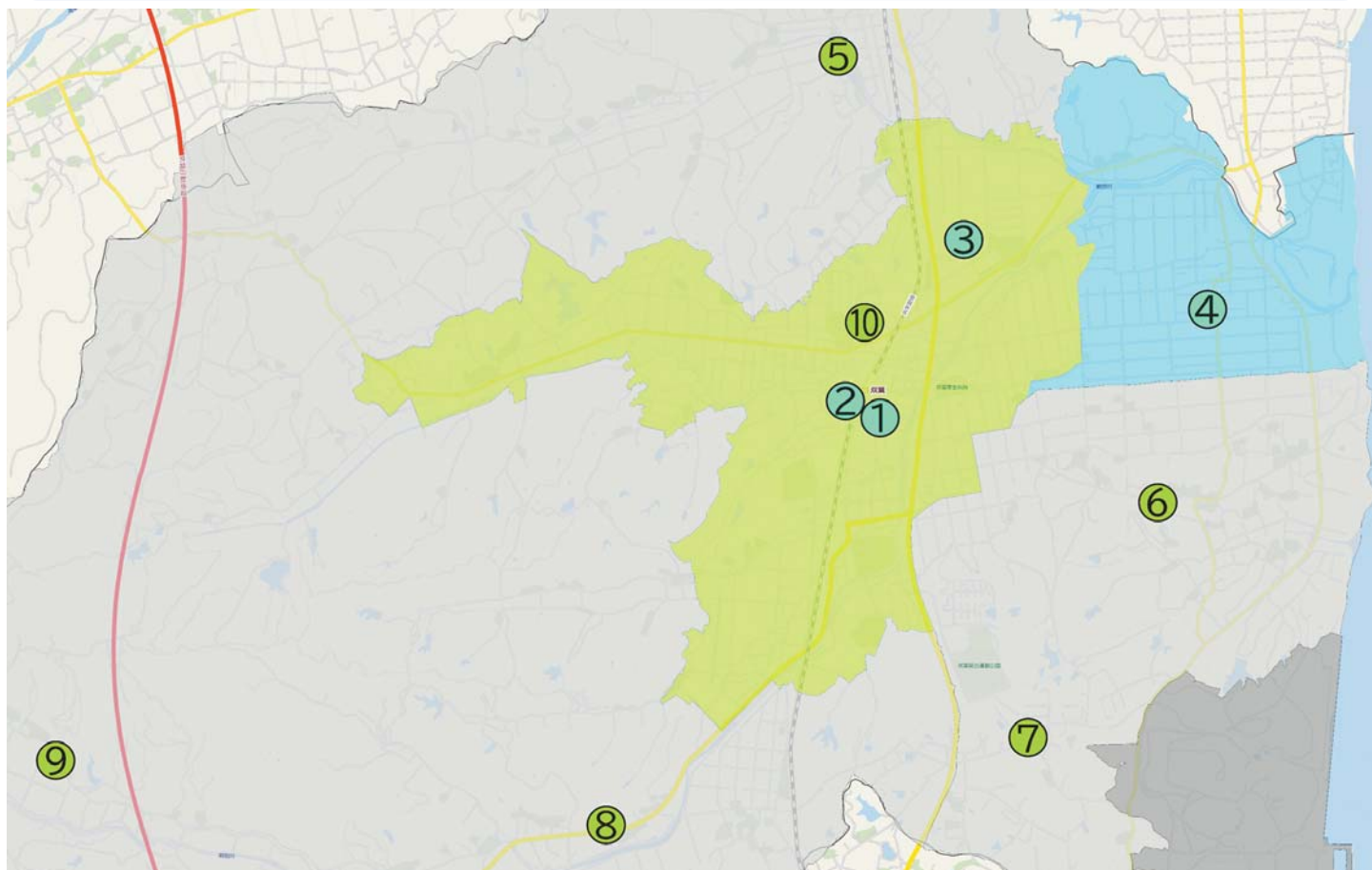
⑨放射線管理(立入りの際は、事業者責任において車両するG Mカーバイド及び汚染計を必ずお持ちください。)

※G Mカーバイド及び汚染計の検査方法について、それぞれURLが添付してあります。その他に添付する場合は、
具体的な検査方法を記載してください。

G Mカーバイド	<input type="checkbox"/> 自分で準備	<input type="checkbox"/> その他()
汚染計	<input type="checkbox"/> 自分で準備	<input type="checkbox"/> その他()

※その他 重機等の持ち込み機材や搬出予定車両がある場合は、別途任意様式をご準備ください。

双葉町内トイレ設置箇所一覧



① 双葉町役場
※平日のみ



② 双葉町コミュニティーセンター



③ 寺内前霊園



④ 双葉町産業交流センター



⑤ 北部コミュニティーセンター



⑥ 郡山公民館



⑦ 細谷公民館



⑧ 山田農村広場



⑨ 石熊公民館



⑩ 長塚越田スクリーニング場



● 水洗トイレ ● 仮設トイレ

※ 工事・メンテナンス等で使用できない場合があります。

連絡先一覧

◎双葉町役場

住民生活課

〒979-1475

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

TEL : 0240-33-0126 FAX : 0240-33-0080

いわき支所

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL : 0246-84-5200 FAX : 0246-84-5212

郡山支所

〒963-8024

福島県郡山市朝日1丁目20番2号

TEL : 024-973-8090

埼玉支所

〒347-0105

埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所内

TEL : 0480-53-7780

◎一時立入り受付コールセンター

TEL : 0120-220-788 (フリーダイヤル)

平日 8:00~20:00 土日祝日 8:00~17:00

◎双葉警察署

事件・事故 緊急時連絡先 : 110

双葉警察署 浪江分庁舎 0240-34-2141

◎双葉地方広域市町村圏組合消防本部

火災・救急 緊急時連絡先 : 119

浪江消防署 0240-34-4111

双葉町への立入りのしおり
(第11版)

発行年月：令和6年3月

双葉町住民生活課

〒979-1475

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4

電話：0240-33-0126 FAX：0240-33-0080